

令和4年度 基本施策評価シート

作成日 令和4年7月8日

基本施策	F6 暮らしのセーフティネットを充実します		
施策の目的 (対象と意図)	対象	意 図	
	生活困窮者や生活保護受給者が	健康で文化的な生活を維持している。	
長崎市第四次総合計画[後期基本計画] 基本施策掲載ページ		196ページ ~ 197ページ	
基本施策主管課名	生活福祉1課	所属長名	荒木 昭一郎
関係課名	中央総合事務所 生活福祉1課 生活福祉2課 東総合事務所 地域福祉課 南総合事務所 地域福祉課 北総合事務所 地域福祉課		

基本施策の振返り

後期基本計画策定時の課題		後期基本計画期間の取組み(H28~R3年度)	
個別施策	F6-1	生活困窮者の生活を安定させます	
ア 生活困窮者の状況に応じた適切な助言及び支援の実施。		⇒	(ア)居住地に近い中央・東・南・北の各総合事務所での生活保護相談の実施 (イ)自立相談支援機関による生活困窮などに関する相談支援、住居確保給付金の相談・申請受付、家計管理などの支援の実施 (ウ)生活困窮世帯等の中学生、高校生への市内5会場での学習会の開催、安心できる居場所の提供 (エ)不登校などの問題を抱える生活保護世帯の子どもやその親への日常生活支援、養育支援、教育支援などの実施
個別施策	F6-2	生活保護受給者の就労を支援します	
ア 就労可能な生活保護受給者への就労支援のため、ハローワーク等との連携強化や自立に向けた取り組みの実施。		⇒	(ア)生活保護受給者への状況に応じた各種就労支援の実施



成果及び効果(H28~R3年度)		
個別施策	F6-1	生活困窮者の生活を安定させます
<p>①生活相談の取組み</p> <p>・平成29年の行政サテライト制度導入により居住地に近い中央・東・南・北の各総合事務所での生活保護相談の対応が行いやすくなった。また自立相談支援機関や庁内の関係部署と連携し、社会福祉協議会の生活福祉資金の貸付のあっせんや高額療養費の還付等他法他施策の活用助言を行うことができた。(期間中延べ生活相談解決件数12,847件)。</p>		
<p>②生活困窮者自立支援の取組み</p> <p>・自立相談支援機関による生活困窮などに関する相談支援、住居確保給付金の相談・申請受付、家計管理などの支援の実施の結果、6年間で5,444人について、家計の改善や精神の安定などの解決につながった。</p>		
<p>③学習支援の取組み</p> <p>・学習支援講師及び大学生ボランティア等による学習会や居場所づくりを行い、平成28年度から令和3年度に参加した中学3年生全員(期間中延べ181人)が高等学校の進学につながった。</p>		

個別施策	F6-2	生活保護受給者の就労を支援します
------	------	------------------

①生活保護受給者就労支援の取組み

・生活保護受給者就労支援の取組みについて、ハローワークとの連携や民間委託を活用する等の各種就労支援により、6年間で1,538人について就労することができ、166人が生活保護廃止につながった。

問題点とその要因(H28～R3年度)

個別施策	F6-1	生活困窮者の生活を安定させます
------	------	-----------------

②生活困窮者自立支援の取組み

・自立相談支援機関による支援について、新型コロナウイルス感染症の影響や就労、医療、債務、障害、介護、対人関係など相談の範囲が広く、解決すべき課題が多くなっていることなどで、長期的、継続的な支援が必要となっており、課題解決までに時間がかかるようになっている。

③学習支援の取組み

・学習支援事業について、新型コロナウイルス感染症の影響などにより参加者が伸びなかった。また、学習や進学をする意味を見いだせない保護者や子どもがいる。

個別施策	F6-2	生活保護受給者の就労を支援します
------	------	------------------

①生活保護受給者就労支援の取組み

・生活保護受給者就労支援の取組みについて、生活保護者数の減少などにより支援対象者が減少傾向にあるなか、引きこもり等により直ちに自発的な就職活動が困難であったり、就労意欲の低さや長期にわたる未就労、短期間の就労を繰り返すなど就労に向けた多くの課題を抱えている者が相対的に増えていることが考えられる。

今後の取組方針

※【】内は五次総合計画における個別施策

F6-1

②生活困窮者自立支援の取組み → 【F6-1 生活困窮者等が安定した生活ができるように支援します】

・年々複雑化する支援対象者の自立に向け課題の早期解決を図れるよう、支援員の能力向上、他機関との連携強化等に努めることで対応能力の向上を目指し、より実践的な取り組みを行う。

また、新型コロナウイルス感染拡大を契機とした経済的な問題等による相談件数が増加しているため、解決プロセスを踏まえ、優先順位を付けるなどして、より効果的・効率的に解決につなげるために適切な課題設定や設定された課題の随時確認を行う。

③学習支援の取組み → 【F6-1 生活困窮者等が安定した生活ができるように支援します】

・ケースワーカーや子どもの健全育成支援員などの参加勧奨のほか、対象者に事業の具体的な内容や効果などを分かりやすく伝えるため、家庭訪問を継続し、よりイメージしやすい形での参加推奨を行うとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、課題の送付やタブレットを活用したSNSによる支援等についても可能であること等の再度周知を図る。

F6-2

①生活保護受給者就労支援等の取組み → 【F6-2 生活保護受給者の就労を支援します】

・就労準備支援や、就労支援を受けても長期にわたり就職できない、すぐに離職してしまう就職困難事案が多くなったことから、「民間委託による就労支援事業」における就業訓練や就労準備支援をより充実していくとともに、就労支援員による就労意欲を高めるきめ細かな支援や社会的自立支援員による支援事業など各種就労支援等事業間の連携を深めながら、対象者の状況に応じた支援を実施する。

成果指標

※「↑」は目標値を上回ることが望ましい指標、「↓」は目標値を下回ることが望ましい指標

指標名	基準値 (時期)	区分	H28	H29	H30	R元	R2	R3
生活保護面接相談及び生活支援相談センターで何らかの解決を得た人の割合	94.8%(平成26年度)	↑ 目標値	96.5	97.4	98.3	99.2	100.0	100.0
		実績値	97.3	94.4	98.4	93.8	91.9	97.7
		達成率	100.8	96.9	100.1	94.6	91.9	97.7
生活保護受給者で就労可能な者(病気や障害等により就労への課題を抱えた者を含む)のうち就労している者の割合	62.9%(平成26年度)	↑ 目標値	65.1	66.1	67.2	68.3	69.4	69.4
		実績値	70.6	63.9	64.1	68.4	59.5	60.9
		達成率	108.4	96.7	95.4	100.1	85.7	87.7

基本施策の評価

Dc 目標を達成しておらず、目的達成に向けた課題の克服などがやや遅れている

判断理由

- ・基本施策の成果指標のすべてが100%未満の目標達成率で、目標達成率が95%未満の低いものもあるため「D」とする。
- ・個別施策の成果指標5つのうち、100%以上の目標達成率が半数以下の2つで、目標達成率が95%未満の低いものもあるため「c」とする

二次評価(施策評価会議による評価)

- 基本施策の評価「Dc」については、所管評価のとおり。
- 社会的な問題となっているヤングケアラー等の対応などについて、「今後の取組方針」への記載を検討すること。

令和4年度 個別施策評価シート

個別施策	F6-1	生活困窮者の生活を安定させます		
施策の目的 (対象と意図)	対 象		意 図	
	生活困窮者が		適切な助言や支援を受け、安定した生活をしている。	
個別施策主管課名	生活福祉2課		所属長名	堀田 正和

令和3年度 of 取組概要

- ①生活相談の取組み
 ・中央・東・南・北の各総合事務所で生活保護相談を受けることができる体制を整え、居住地に近い場所で生活保護の相談を実施した。
- ②生活困窮者自立支援の取組み
 ・長崎市社会福祉協議会内に開設した「長崎市生活支援相談センター」において、住居確保給付金の相談・申請受付、就労支援、家計管理などの自立に関する相談支援を行った。また、民間委託による就労支援事業者の就労準備支援を行った。
 ・既に総合支援資金の再貸付が終了するなどにより特例貸付を利用できない世帯に対して、就労支援とあわせ新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の給付を行った。
- ③学習支援の取組み
 ・中央会場に加え、東部1ヶ所、南部1ヶ所、北部2ヶ所の計4ヶ所にサテライト会場を設け、居住地に近い場所での支援、複数会場での支援を受けたり、オンラインでの支援や課題のやりとりによる支援を受けられるなど、より子どもたちが参加しやすい体制を取るとともに、訪問による参加勧奨や相談を実施し、学習会の実施だけでなく、問題を抱える子どもたちに安心できる居場所の提供や社会性の育成を図るための事業を民間委託により実施した。
- ④子どもの健全育成の取組み
 ・生活福祉2課に専門相談員を配置し、生活保護世帯の未成年者やその親を対象として、面接等を行うことで、主に高校進学や不登校への対応を行い、就労を望む者には就労支援事業へつなぐなどの支援を行った。

評価(成果)

①生活相談の取組み

・中央・東・南・北総合事務所で延べ2,054件の生活相談を実施し、2,054件すべてに対し生活保護申請受理や助言などの対応を行った。生活困窮者が生活相談をすることで、生活保護が必要な方が保護を受けたり、適切な助言を得ることができた。

②生活困窮者自立支援の取組み

・長崎市生活支援相談センターにおいては、支援対象者3,386人(令和2年度継続者1,639人を含む)に対し延べ11,314件の対応を行い、令和4年12月末までに1,664人の課題解決を見込んでいる。生活困窮者が同センターで相談をすることで、他機関につなぐなどの必要な支援を受けたり、適切な助言を得るなど、きめ細かな支援を受けることができた。

・新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給を延べ798人に対して行うとともに、ハローワークを通しての就労支援を行った。

・離職やコロナ禍による収入減により住居を失うおそれのある方に対し、延べ440件の住居確保給付金の支給を行った。

③学習支援の取組み

・生活保護受給世帯等の中学生51人を対象に、5会場で235回延べ参加者数1,348人(うち、68人は新型コロナウイルス対策による在宅支援者数)の学習支援を実施した。

・成果指標としている中学3年生の参加者数は令和2年度と同数の29人だが、中学1・2年生の参加者が28人から22人に減少するなど、全体としては参加者数が減少した。

・中学3年生の参加者29人は全員高校進学をすることができた。

・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、課題の送付やSNSを利用した在宅学習支援による対応も行った。

・参加に至っていない方に対し訪問による参加勧奨を実施した。中学3年生の参加者全員が高校進学することができたことにより、「貧困の連鎖防止」の一助となった。

また、社会福祉士の資格を持つ相談員を配置し子どもたちに安心できる場の提供を行った。

④子どもの健全育成の取組み

・専門相談員が、適宜、学校、こども部、教育研究所等の関係機関と連携して、対象者が抱える課題に応じた支援を効果的に行うことで高校進学などにつながった。(子どもの健全育成延べ相談件数797件)

・不登校などの課題を抱える子どもがいる世帯に対し、関係機関との連携などの支援を行い、子どもの健全育成を援助することができた。

評価(問題点とその要因)

①生活相談の取組み

・相談の途中で退席したり、説明の途中で電話を切るなど、最後まで対応することができないケースがある。

②生活困窮者自立支援の取組み

・課題解決困難なため次年度にも支援が必要な対象者は増加している。

・就労、医療、債務、障害、介護、対人関係など問題の範囲が広く複合的であり、社会的に孤立しているなど容易に解決することが困難な課題を有するケースが存在する。

・金銭的な支援のみの利用相談や、利用できないサービスの希望、病識等の欠如による継続的な関わりの拒否、本人以外からの引きこもり支援等の相談があるも本人が支援を望まないなど解決に至らないケースがある。

③学習支援の取組み

・参加者数は減少しているが、課題を抱える家庭の子どもや生活保護を受給していない生活困窮世帯の子どもたちの参加者を増やす必要があると思われる。

・ケースワーカーや子どもの健全育成支援員による個別の参加勧奨を行っているものの、事業の意義や効果が対象者に十分伝わっていない。

④子どもの健全育成の取組み

・高校進学や就労支援等、具体的な成果をあげることが難しくなっている。

・子どもだけでなく、その保護者も課題を抱える複雑な家庭環境の世帯への支援が多く、課題解決の糸口が見い出せずに支援期間が長期間にわたるものが増えている。

・支援対象者の意欲不足などの問題から課題を設定し働きかけを行っても反応がないなどの問題がある。

今後の取組方針

①生活相談の取組み

相談担当職員の能力向上等により、相談者に対し、より適切な対応ができるようにする。

②生活困窮者自立支援の取組み

対象者の状況に応じた適切な課題設定によるプラン作成を行うほか、引き続き支援員の能力向上、他機関との連携強化等を行うことで対応能力の向上を図り、生活困窮者の早期の自立に向け、より実践的な取り組みを行う。

また、新型コロナウイルス感染拡大を契機とした経済問題のため相談件数が増加しており、解決プロセスを踏まえ、優先順位を付けるなどして、より効果的・効率的に解決につなげるために適切な課題設定がなされているか、生活困窮者に対する十分な支援ができていないか随時確認し対応を検討する。

支援員の能力向上について、毎年行われる国の委託事業である生活困窮者自立支援制度人材養成研修への相談支援員や就労支援員の積極的な参加を促す。

③学習支援の取組み

ケースワーカーや子どもの健全育成支援員などの参加勧奨のほか、対象者に事業の具体的な内容や効果などを分かりやすく伝えるため、家庭訪問を継続し、よりイメージしやすい形での参加勧奨を実施する。

また、対象者の掘り起こしのため、事業の対象となる児童・生徒を把握している教育委員会等への働きかけを行う。

そのほか、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、課題の送付やタブレットを活用したSNSによる支援等についても可能であることから、再度周知を図る。

④子どもの健全育成の取組み

長期間の支援が必要な対象者に対し、解決プロセスを踏まえ、優先順位を付けるなどして、より適切な課題や支援方針を設定するために、関係者によるケース会議を定期的開催する。

また、意欲不足などにより働きかけを行っても反応がない対象者に対し、より多様な働きかけを行うため他の機関との連携などにより支援方法の多様化を図る。

成果指標

※「↑」は目標値を上回ることが望ましい指標、「↓」は目標値を下回ることが望ましい指標

指標名	基準値 (時期)	区分	H28	H29	H30	R元	R2	R3
生活保護面接相談で何らかの解決を得た人の割合	95.4% (26年度)	↑ 目標値	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
		実績値	99.9	99.6	99.7	99.9	99.9	100.0
		達成率	99.9%	99.6%	99.7%	99.9%	99.9%	100.0%
生活支援相談センターで何らかの解決を得た人の割合	89.7% (26年度)	↑ 目標値	93.2	94.9	96.6	98.3	100.0	100.0
		実績値	83.2	79.8	95.1	78.5	84.3	(見込)95.1
		達成率	89.3%	84.1%	98.4%	79.9%	84.3%	95.1%
学習支援事業で成果が得られた人の割合	98.0% (26年度)	↑ 目標値	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
		実績値	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
		達成率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
子どもの健全育成支援事業で成果が得られた人の割合	75.0% (26年度)	↑ 目標値	75.0	75.0	75.0	75.0	75.0	75.0
		実績値	68.4	78.6	73.9	68.1	64.0	64.7
		達成率	91.2%	104.8%	98.5%	90.8%	85.3%	86.3%

No.	事業名・担当課・事業目的・概要	事業実績、成果・課題等	
1	<p>(事業名) 生活困窮者自立支援事業</p> <p>【生活福祉2課】</p> <p>(事業目的) 生活困窮者に対して、生活保護に至る前の段階から早期に支援を行うことにより、生活困窮状態からの早期自立を図る。</p> <p>(事業概要) 長崎市社会福祉協議会内に「長崎市生活支援相談センター」を開設し、生活困窮者の自立相談支援を行う。</p>	成果指標	長崎市生活支援相談センターで何らかの解決を得た者の割合
		目標値	100.0 %
		実績値	(見込) 95.1 %
		達成率	95.1 %
		決算(見込)額	45,484,920 円
		成果指標及び目標値の説明	<p>生活困窮者から相談を受け、当該年度に支援開始した者のうち、課題に応じた支援を受け翌年度12月末までに解決できた者の割合を成果指標とした。</p> <p>平成26年度実績値から毎年1.7ポイント増させ令和2年度100%を目標とし、令和3年度も同様の100%を目標とした。</p>
取組実績、成果・課題等	<p>(取組実績) 支援対象者数(新規)1,747人 課題解決者数(見込)1,661人</p> <p>(成果・課題等) 支援対象者3,386人(令和2年度継続者1,639人を含む)に対し、延対応件数は11,314件(令和4年3月末現在)で、支援対象者数が増加した。</p> <p>支援対象者数に対する延べ対応件数の割合も増加し、対応能力の向上も確認できることから、支援員の能力向上、他機関との連携強化等を今後も実施し、自立に向けたより実践的な取り組みを行う。</p> <p>また、次年度にも支援の継続が必要な支援対象者は901人(令和4年3月末現在)と新型コロナウイルス感染拡大による継続的な支援が必要な相談も増加しているため、解決プロセスを踏まえ、優先順位を付けるなどして適切な課題の設定を行うなど生活困窮者に対する十分な支援ができていないか随時確認し対応を検討する。</p>		

No.	事業名・担当課・事業目的・概要	事業実績、成果・課題等	
2	<p>(事業名) 学習支援事業</p> <p>【生活福祉2課】</p> <p>(事業目的) 生活保護受給世帯等の中学生に対して、「健全育成」のための環境整備とともに、「貧困の連鎖」を防止するために学習支援を行う。</p> <p>(事業概要) 民間委託により、大学生ボランティア等による学習会の開催、問題を抱える子どもたちに安心できる居場所の提供、社会性の育成などの支援を行う。</p>	成果指標	学習支援事業で成果が得られた人の割合
		目標値	100.0 %
		実績値	100.0 %
		達成率	100.0 %
		決算(見込)額	16,139,914 円
		成果指標及び目標値の説明	<p>学習会への参加者のうち中学3年生の「高校進学者」の割合を成果指標とした。(但し、就職希望者を除く) 「高校進学率」100%を目標とした。</p>
取組実績、成果・課題等	<p>(取組実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施回数 235回 <li style="padding-left: 20px;">中央会場 47回 <li style="padding-left: 20px;">サテライト会場 188回(4会場) ・在宅支援 68人 <p>・参加者数 51人(延べ1,348人)</p> <ul style="list-style-type: none"> 中学1年生:14人 中学2年生:8人 中学3年生:29人 3年生のうち、高校進学者29人 <p>(成果・課題等)</p> <p>大学生ボランティア等による対象者に応じたきめ細かい支援ができ成果を上げることができた。</p> <p>成果指標の対象としている中学3年生の参加者は令和2年度と同数(高校進学率は100%で同率)だが、中学1・2年生の参加者が減少したことや、新型コロナウイルス感染の懸念により、全体の参加者数は減少した。</p> <p>なお、令和3年度は、令和2年度より追加した対象者の訪問による参加勧奨、課題の送付やSNSによる支援など在宅での支援を継続して行った。</p> <p>「貧困の連鎖」防止に向けて効果が期待できるため、生活保護受給者には子どもの健全育成支援員や学習支援事業委託先の活用などにより参加勧奨を行うとともに、事業の対象となる児童・生徒を把握している教育委員会等への働きかけによる対象者の掘り起こしを行う。</p>		

No.	事業名・担当課・事業目的・概要	事業実績、成果・課題等	
3	<p>(事業名) 子どもの健全育成支援費</p> <p>【生活福祉2課】</p> <p>(事業目的) 生活保護世帯の自立支援において子どもの健全育成という観点から、日常生活支援、養育支援、教育支援など福祉事務所が地域の社会資源等と連携しつつ幅広い支援をきめ細かく展開し、被保護者の子どもが健全に育成される環境を整備する。</p> <p>(事業概要) 生活福祉2課に配置している専門相談員1名が、生活保護地区担当員であるケースワーカーと子ども部、教育委員会等と連携し、子どもの高校進学、復学、就労等の実現を図る。</p>	成果指標	子どもの健全育成支援事業で成果が得られた者の割合
		目標値	75.0 %
		実績値	64.7 %
		達成率	86.3 %
		決算(見込)額	2,672,408 円
		成果指標及び目標値の説明	<p>支援対象者のうち、「高校進学者」、「就職者」、「関係機関支援移行者」の合計者の割合を成果指標とした。 過去最高値である平成26年度の割合を維持することを目標とする。</p>
取組実績、成果・課題等	<p>(取組実績) 支援対象者数17人 成果達成者数11人 (うち、「高校進学者」4人、「就労支援等」1人)</p> <p>(成果・課題等) 学校、子育て支援課、教育研究所等の関係機関との連携により、対象者への支援を効果的に行うことができた。 複雑な家庭環境により、適切な課題の設定が難しく複数年の支援となるもケースが一定数発生している。 解決プロセスを踏まえ、優先順位を付けるなどして、今後も関係機関との連携や、学習支援事業の参加勧奨など個々の状況に応じた支援を継続する。</p>		

令和4年度 個別施策評価シート

個別施策	F6-2	生活保護受給者の就労を支援します		
施策の目的 (対象と意図)	対 象	意 象 図		
	就労可能な生活保護受給者が	個々の状況に応じた就労支援を受け、就職している。		
個別施策主管課名	生活福祉2課	所属長名	堀田 正和	

令和3年度の取組概要

①生活保護受給者就労支援の取組み

- ・以下の就労支援を実施
- (1)福祉事務所とハローワークが連携した生活保護受給者等就労自立促進事業
- (2)就労支援員による就労支援事業
- (3)就労支援担当ケースワーカーによる支援事業
- (4)民間委託事業者による就労支援
- (5)社会的自立支援員による支援事業

- ・(1)の事業においては、平成26年度から庁内に設置したハローワークの専任職員が常駐する「ながさき就職支援ルーム」とも適宜連携して、就労支援を実施した。
- ・(4)については、就職困難事案に対応するため、平成29年度から就労支援に加え、就労準備支援を行い、定員を就労支援150人、就労準備支援50人とし、より幅広い支援を行った。
- ・(5)については、(1)から(4)の就労支援事業への移行を目的として、対象者に対して、就労意欲を高めつつ求職活動に必要な実践的な知識・技能等を習得するための支援を実施した。

評価(成果)

①生活保護受給者就労支援の取組み

各種支援により、次のとおり生活保護受給者が就労した。

- ・(1)の支援については、就職者数は令和2年度の113人から120人、就職率は令和2年度の32.0%から43.2%と増加した。これは一般の就職率29.0%(長崎公共職業安定所管内就職率より算出)より高い就職率であり、支援による就労促進を図ることができた。
- ・(2)の支援については、就職者33人のほか、就労意欲の喚起を行いその他の就労支援である(1)の支援に63人、(4)の支援に41人つなぐことで全体の成果につなげた。
- ・(3)の支援については、就労意欲が低い等の課題を抱える1人を(2)の支援につなげた。
- ・(4)の支援については、支援対象者129人に対し就職者47人で、一般の就職率29.0%よりも高い就職率36.4%の成果を得ることができた。
また、職場体験からビジネスマナー講座やボランティアなど幅広いメニューを活用し、参加者の能力や状況に応じた支援を行う就業訓練(パソコン操作、ビジネスマナー等)に延べ458人、就労準備支援のボランティアに延べ449人の参加など個々の状況に応じた各種支援を行った。
- ・(5)の支援については、被支援者30人のうち、(4)に4人つなぐことで成果が得られ、うち2名は就職につながった。
- ・(1)～(5)の支援対象者がそれぞれの状況に応じた就労支援を受けたことにより、200人の生活保護受給者が就労することができた。

評価(問題点とその要因)

①生活保護受給者就労支援の取組み

多様な就労支援を行っているが、新規求人は上昇傾向にあるものの依然として全国と比べ低い水準であり、就職できる人が減少している。

支援対象者が減少傾向にあるなか、稼働能力はあるものの、病気や障害など様々な事情により就労支援を受けても長期にわたり就職できない、すぐに離職してしまう就職困難者が多く見受けられる。

要因として、求職に至るまでの支援が必要な者については、引きこもり等により直ちに自発的な就職活動が困難であったり、著しく低い就労意欲や長期にわたる未就労などにより自己肯定感が低いなどの課題を抱えていることが考えられる。

また、支援を受けても長期にわたり就職できないなどの就職困難者については、就労意欲を高めつつ求職活動に必要な実践的な知識・技能等を習得するための支援や、定着支援などの就職後の支援が行き届いていないことが考えられる。

今後の取組方針

・就労準備支援や、就労支援を受けても長期にわたり就職できない、すぐに離職してしまう就職困難事案が多くなったことから、(4)における就労準備支援に加え中間的就労の取組みを強化するとともに、(5)の社会的自立支援員による支援事業など各種就労支援等事業間の連携を深めながら、対象者の状況に応じた支援を実施する。

・対象者の状況に応じた支援の実施のために、生活福祉2課に配置する就労支援員を中心として、就労意欲を高めるきめ細かな対応や、個々の対象者に応じた各種就労支援事業等を実施する。

・債務や金銭管理ができない等の課題が自立の阻害要因になっている対象者に対し、令和3年度より家計改善支援員を配置しているため、債務整理や収入に見合った支出を行うための支援をケースワーカーとともに行うことで就労意欲を含めた自立意欲の向上を図る支援を検討していく。

成果指標

※「↑」は目標値を上回ることが望ましい指標、「↓」は目標値を下回ることが望ましい指標

指標名	基準値 (時期)	区分	H28	H29	H30	R元	R2	R3
各種就労支援を受け、 就職することができた 人の割合	36.7% (26年度)	↑ 目標値	37.9	38.6	39.2	39.8	40.5	40.5
		実績値	39.2	36.7	35.9	33.8	26.2	30.8
		達成率	103.4%	95.1%	91.6%	84.9%	64.7%	76.0%

No.	事業名・担当課・事業目的・概要	事業実績、成果・課題等	
1	(事業名) 生活保護受給者就労支援費	成果指標	各種就労支援を受け、就職することができた人の割合
	【生活福祉1課、2課】	目標値	40.5 %
	(事業目的) 生活保護受給者の増加に対応するため、ハローワーク、就労支援員、就労支援担当ケースワーカー、民間の有料職業紹介事業者(委託)、社会的自立支援員が連携、協力して支援を行い、生活保護受給者の就労、自立の促進を図る。	実績値	30.7 %
	(事業概要) ①福祉事務所が選定した支援対象者に対して、ハローワークの専任職員が支援を行う。	達成率	75.8 %
	②生活福祉2課に就労支援員を配置し、生活保護受給者の就労意欲の喚起を図るとともに、就労に向けた具体的な支援を行う。	決算(見込)額	79,418,905 円
	<p>③就労支援担当ケースワーカーが地区ケースワーカー及び就労支援員と共同して、被支援者に対する一層の就労意欲喚起や就労指導を行う。(平成28年度より被支援者を単年度毎に選定する方式を採用した。)</p> <p>④「民間委託による就労支援事業者」に就労意欲の喚起、就業訓練、求人開拓、職業紹介及び離職防止を委託して実施する。(平成25年度新規事業) なお、本事業においては、就業困難者を含め支援していることから、就職の実現に向けた支援として、パソコン操作、ビジネスマナー、面接技能等の就業訓練、ボランティア活動、職場体験等を実施している。</p> <p>⑤生活福祉2課に社会的自立支援員を配置し、①から④の就労支援事業への移行を目的として、被支援者に対して、就労意欲を高めつつ求職活動に必要な実践的な知識・技能等の習得するための支援を実施する。(就労準備支援事業)</p>	<p>成果指標及び目標値の説明</p>	<p>①から⑤までの各種就労支援を受けた人のうち、就職できた人の割合を成果指標とした。 現在の就労支援体制が整った平成25年度から平成26年度の就職率の増加率をもとに、平成26年度実績値から毎年0.6ポイント増により令和2年度40.5%を目標とし、令和3年度は同数の40.5%を目標とした。</p> <p>(取組実績) 被支援者数649人 就職者数200人</p> <p>①被支援者278人 就職者120人 ②被支援者234人 就職者33人 ③被支援者4人 就職者0人 ④被支援者129人 就職者47人 ⑤被支援者4人 就職者0人</p> <p>(成果・課題等) 被支援者のうち、「就職者」、「職業訓練受講者」、「他の就労支援への移行者」を成果達成者とする。 ①成果達成者121人(43.5%) ②成果達成者139人(40.9%) ※事業参加者340人 ③成果達成者1人(20.0%) ※事業参加者5人 ④成果達成者47人(36.4%) ⑤成果達成者4人(13.3%) ※事業参加者30人</p> <p>就職者数は微増し、成果達成者は減少傾向となっている。 稼働能力はあるものの、病気や障害など様々な事情により就職することが困難な者の割合が増え、求職に至るまでの支援が必要な者が増えてきているためであると判断される。 就労支援とともに就労意欲の喚起を行う②④の支援に加え、特に意欲喚起をになう⑤の効果的な支援方法の検討が必要となる。 また、新型コロナウイルス感染拡大を契機とした求人の減少傾向があることや、離職による就労支援を要する方の増加が予想されるため、状況に応じた支援を検討していく。</p>